

令和 8 年 5 月 21 日
八戸市福祉部介護保険課

指定居宅介護支援事業者の行政処分について

1. 事業者名等

- (1)法人名 株式会社しずく
- (2)代表者 代表取締役 岩館 勝彦
- (3)事業所名 しろがね居宅介護支援事業所（事業所番号：0270303563）
- (4)サービス種類 居宅介護支援
- (5)所在地 八戸市大字白銀町字堀ノ内 6 番地 5
- (6)指定年月日 平成 28 年 2 月 1 日

2. 行政処分

- (1)処分内容 指定の取消し
- (2)通知日 令和 8 年 5 月 20 日
- (3)指定取消日 令和 8 年 6 月 18 日
- (4)処分理由 不正請求・運営基準違反（介護保険法第 84 条第 1 項第 3 号及び第 6 号）

(5)不正請求の内容等

①不正期間

令和 5 年 4 月～令和 7 年 3 月

②不正の事実

ア) 不正請求（運営基準減算）

重要事項説明書の利用者等への説明、アセスメント、サービス担当者会議、モニタリングを実施した記録がないにも関わらず、運営基準減算せず介護給付費を請求

イ) 運営基準違反

アセスメント、サービス担当者会議等利用者のサービス提供に関する記録の不備

3. 事業者に対する経済上の措置

介護給付費の返還額及び方法について、現在事業者と協議中。なお、不正請求に該当する介護給付費は 100 分の 40 を乗じて得た額を加算して請求予定。